

高温・渇水対策に伴う支援について

(農作物等災害対策事業)

令和7年6月からの高温・渇水に対応するため、以下の事業を実施します。事業によって、要件・補助上限額が異なります。

すでに対策を実施した、または今後実施する予定のある方は、9月8日(月)まで、役場産業振興課に御相談ください。

① 農業用水確保対策事業

高温・渇水に対するために実施した、または実施する農業用水等の確保のための工事、機材の借り上げ又は購入費、燃料費などの経費を助成します。

<応急対策>

- 具体例
 - ・河川、水路等の掘削に係る工事、重機等の借り上げ料
 - ・揚水ポンプ等の賃借又は購入費、運転に係る燃料費
- 要件 6月1日から9月30日までに実施したものであること。
- 実施主体 農業協同組合、農業法人、水利組合、農業者、土地改良区等
- 補助率 1/2

※事業に要した費用と下記の限度額とを比較し、いずれか低い額の1/2が補助金額となります。

【1箇所当たり限度額(税込)】

- ・大規模対策：基幹的な取水施設に対する用水確保対策 3,940千円/箇所
- ・中規模対策：幹線排水路等に設置した仮設揚水機等により幹線用水路等に取水し、一定面積の農地に用水を供給する対策
1,760千円/箇所
- ・小規模対策：小排水路等に設置した仮設揚水機等により個々のほ場に用水を供給する対策 660千円/箇所

<恒久対策>

- 具体例
 - ・農業用水等の確保のための施設等が整備されていないことにより新たに実施する井戸の掘削、灌水施設等の設置工事
- 要件 6月1日から9月30日までに工事が完了すること。
- 実施主体 農業協同組合、農業法人、水利組合、農業者、土地改良区等
- 補助率 1/2

※事業に要した費用と下記の限度額とを比較し、いずれか低い額の1/2が補助金額となります。

【1m当たり限度額(税込)】

- ・井戸灌水設備 120千円/m(ただし、50mを限度とする)

裏面に続く →

② 園芸作物等高温対策事業

高温による収量、品質の低下防止のため、新たに必要となった以下の機器・資材の購入費を助成します。

- 具体例
 - ・遮光資材
 - ・換気扇又は循環扇
 - ・ミスト噴霧装置
 - ・散水・灌水システム
- 要件 6月1日から9月30日までに納品されたものであること。
- 実施主体 農業協同組合、農業法人、農業者等
- 補助率 1/2（下記の基準単価と比較しいずれか低い額）

【単位面積当たり基準単価】 ※単価は税込価格

- ・遮光資材：239千円/10a
- ・換気扇又は循環扇：167千円/10a
- ・ミスト噴霧装置：741千円/10a
- ・散水・灌水システム：1,518千円/10a

◆申請に必要な書類及び内容

①事業の費用が分かる資料

- ・機器、資材等の賃借に係る見積書
- ・業者からの見積書又は請求書
- ・機器、資材等の購入に係る領収書又は請求書等

②事業の目的及び状況が分かる写真

- ・水路の渇水状況
- ・水稻、作物の干害状況
- ・既に設置している機器、資材の設置状況
- ・工事や重機運転の状況写真 等

③位置図（以下の場所を明示したもの）

- ・干害防止を行う対象農地の範囲
- ・機器の設置場所または工事等の実施場所 ※申請時に聞き取ります。

◆注意事項

- 他の事業（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、小災害復旧事業補助金等）との重複はできません。交付金の予算から既に支出済みの場合は、対象外となります。

詳細について不明な点がございましたら御相談ください。

- 問合せ先 役場産業振興課 電話55-2111
〈事業①〉農地整備係（内線258） 〈事業②〉農政企画係（内線252）

表面あり→